



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》

情

報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Ⅱ/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.728

島根県教職員協議会

結成六十周年を迎える

島根県教職員協議会は、十月二十八日に結成六十周年を迎えました。これは島根県教職員協議会の前身である「島根県教職員組合協議会」の結成大会が、一九六一年（昭和三十六年）の十月二十八日に出雲市体育館で開催されたことから六十年目を迎えたことによるものです。

当初、本年十月二十四日に出雲市にて「結成六十周年記念式典」を兼ねて、「全日教連中四国ブロック会議」を計画しておりました。しかし新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、やむなく一年延期することといたしました。来年こそ、皆様と共に結成六十周年を盛大に祝いたいと願っております。

「すべては子どもたちのために」という理念のもと、教育の中正・正常化を目指した職員団体として結成された島根県教職員協議会は一貫して、子どもたちを第一に考えて、是非々の立場で要望活動を行ってきました。また、教育専門職としての資質向上を図るべく、研修活動も積み重ねてきました。理念の文言こそ、現代に合うように若干の変更をしておりますが、根底にある思いと活動は、六十年間変わることなく、今も受け継がれてきております。

その一方でこの六十年で、子どもたちや私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。義務教育国庫負担制度の見直し、教職員評価制度の導入、教育基本法などの教育三法の改正、教職員免許更新制度の実施、主幹教諭の任用、学習指導要領の改正による教科や教育課程の変更など、社会の大きな変革に伴い、学校現場も大きく変わるようになりました。

また国や地方公共団体の財政難、少子高齢化、昭和・平成の大合併による市町村の枠組みの変化などにも教育現場は大きく揺さぶられてきました。

その中で、子どもたちのより良き成長のために、要望活動をし、研修を深めてきた私たち島根県教職員協議会の活動は

実に重要な役割を果たしたと考えます。今まで会に加わり活動をしてこられた諸先輩方や現在の会員の皆様に心から感謝したいと思います。

一方で、結成六十周年を迎えた島根県教職員協議会は、現在大きな課題を抱えていることも皆さんと共に認識しなければなりません。それは会員数が減少していることです。教育現場の現状や要望を伝えていくためには、「人数の多い組織」であることが最大の説得力をもちます。しかし、団塊の世代の大量退職や新規加入会員の減少から、会員数は減少の一途をたどっています。また、それに伴い本年度より専従職を廃止し、書記主事一名という事務所体制になりました。事務局のメンバー（会長・副会長・事務局長・事務局次長・書記主事）により会の運営を進めておりますが、専従職が担っていたような活動を十分行うことが難しくなってきました。組織の維持及び拡大は喫緊の課題です。

結成六十周年の記念の年だからこそ、私たちが会員は一人一人が再度、この島根県教職員協議会という団体の存在意義を再認識する必要があると思えます。そして、子どもたちのより良き成長のために、特定のイデオロギーに偏ることなく、教育の正常化を訴え続けていくことが大切です。また教育専門職として誇りと自信をもって、日々教育実践を積み重ねていくことが重要です。

そして更に、この理念や活動の様子を多くの会員ではない教職員に今まで以上に伝え、理解していただき、仲間として加わっていただくようにする必要があります。

会員の皆様におかれましては、極めてご多忙の毎日をお過ごしのことと存じます。しかしながら少しでも時間を見つけていただき、職場で島根県教職員協議会の取組について話題にしたいと思えます。ご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



令和2年の人事院勧告・県人事委員会勧告について

例年の人事院勧告は8月に行われます。しかし、本年は新型コロナウイルス流行のため調査が遅れ、10月に2回に分けて、国家公務員の給与等について国会や内閣に勧告されました。

人事院勧告とは、国家公務員一般職の職員の給与について報告と勧告、勤務時間や公務員人事管理等の報告から成り立っています。民間の給与と国家公務員の給与を比較し、民間給与との格差を是正する目的で行われており、この勧告をもとにして内閣が案を作り国会で承認・決定されます。

私たち島根県の公立学校教職員の給与等は、この人事院勧告を指標として、県の人事委員会が県知事や県議会に対して勧告を行い、改定されます。また幼稚園職員の給与等は、市町村ごとに改定されます。

島根県教職員協議会では、今年度も島根県人事委員会に対して、給与改定をはじめ、勤務条件等の改善について文書で要望を行っております。

●人事院勧告（10月7日分）

- ・国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数を、前年度より0.05か月少ない4.45か月とするように勧告する。（民間の支給割合との均衡を図るために引き下げ・期末手当の支給月数に反映させる。）

●人事院勧告（10月28日分）

- ・月例給の改定はしないよう勧告する。（民間との格差は極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるため、月例給の改定は行わない。）

●島根県人事委員会勧告（10月30日分）

- ・期末・勤勉手当は民間の支給割合に見合うよう4.15月分から4.10月分へ引き下げる。12月支給の期末手当に反映させる。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒の安全と教育を受ける権利が守られるよう適切な体制を整備する必要がある。
- ・教育職員の負担軽減に向けて、「教職員の働き方改革プラン」等に基づく昨年度の取組実績を十分に踏まえ、数値目標の達成に向け、必要な検証や見直しを行い、実行性のある対策の推進が必要である。
- ・女性職員が活躍できるように、育児、仕事と生活の両立を進める環境づくりやキャリア形成の支援などを計画に基づき、着実に実行する必要がある。
- ・メンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策を更に進める必要がある。
- ・定年の引上げに関する政府・国の動きを注視しつつ、対応の検討を進める必要がある。

新会員加入助成のご紹介

① 新規に会員が加入された場合

単組・支部と学校にそれぞれ2,000円の加入助成金を支給します。

（講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です）

② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等が行われる場合は、その経費の一部を助成します。

島教協事務局までご相談ください。
電話0853-22-7762

島教協相互援助規定のご紹介

①結婚祝金の給付 5,000円

②出産祝金の給付 5,000円

③永年勤続祝金の給付 5,000円

④病氣見舞金の給付 5,000円
（傷病約1ヶ月の療養）

⑤災害見舞金の給付
（住宅又は家財の損害を受けたとき
程度に応じて）

⑥死亡弔慰金
（会員・会員配偶者死亡）

上記の規定に該当するときは、
ご本人または学校代表は、
事務局まで連絡をお願いします。

電話0853-22-7762

教員免許更新講習について

（情報提供）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校の業務増大等の理由がある場合には、更新延長が認められます。この場合有効期限の2か月前までには島根県教育委員会に届け出ることになっています。

現在、自宅受講できる方法（放送大学のネット、島根大のDVD）もありますので、HP等で検索してみてください。

くれぐれも失効されないよう、計画的に受講されるようお願いいたします。

※分からない点があれば、事務局にお問い合わせください。